

令和6年度埼玉県指定難病継続申請受付事務等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 件名

令和6年度埼玉県指定難病継続申請受付事務等業務委託（以下「本業務」という。）

2 目的

本件は、本業務（更新業務、電話対応業務等）を実施するにあたり、業務運営を円滑に行うため、公募型プロポーザル方式の随意契約を実施し、価格、技術的能力、履行体制等を総合的に評価して受託者を決定するものとする。

3 対象業務

(1) 委託業務概要

別添1「令和6年度埼玉県指定難病継続申請受付事務等業務仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」という。)のとおり。ただし、受託者からの提案内容を踏まえ、協議の上、仕様書(案)の内容を変更する場合がある。

(2) 業務委託期間

令和6年5月1日(水)から令和6年9月30日(月)まで
埼玉県は上記にかかわらず、令和6年度歳入歳出予算の金額に減額又は削除があった場合には、当該契約を行わないものとする。

(3) 執行上限額

金72,757,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約(以下、「本件プロポーザル」という。)

4 スケジュール

日 程	内 容
3月4日(月)	WEB公募、質問受付、参加受付、
3月7日(木)	質問受付期限
3月12日(火)午後5時	質問回答期限
3月14日(木)午後5時	参加申請書等(様式第1号、2号)提出期限、企画提案書等の提出期限(10部)
3月19日(火)	第一次審査(書類審査)結果通知
3月22日(金)	第二次審査(プレゼンテーション審査)

5 参加資格

参加者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者。
- (2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)91条により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け

- 入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成16年法律第75号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 個人情報の取扱いについて次の(ア)又は(イ)の認証を受けていること。
- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」を取得していること。
- イ ISO27001における、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定された審査登録機関の認証を取得していること。

6 参加手続

本件プロポーザルに参加を希望する者は、以下に従い応募すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申請書(様式第1号)
- イ 誓約書(様式第2号)
- ウ 企画提案書(任意様式)

様式は任意とするが、1ページ目を表紙、2ページ目を目次、3ページ目以降を評価項目ごとの提案内容記載し、合計17ページ以内で作成すること。作成方法は以下の(ア)～(ウ)のとおりとする。

なお、A3判を利用する場合は横長・片面とし、A4版縦長2ページ分として換算する。

(ア) 企画提案書の1ページ目(表紙)には、次の事項を記載すること。

- a 表題(令和6年度埼玉県指定難病継続申請受付事務等業務委託 企画提案書)
- b 応募者の名称、担当者の所属・氏名、電話番号、メールアドレス

(イ) 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

(ウ) 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は概ね次のとおりとする。

- a 企画提案の理念と基本方針
- b 申請受付から成果物の提出までのスケジュール
- c 企画提案事項の内容、特に重要と考えるポイント
- d 業務体制、人員配置
- e その他、必要と思われる事項
- f 独自提案

(エ) 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

※副本来に添付する書類は写しで可とする。

エ 業務実績調書(様式第3号)

国または地方公共団体から委託を受けた類似業務について、委託者、受託業務名、業務内容、契約期間、契約金額を記載すること。また、その他本事業に関係する類似業務について該当がある場合は記載すること。(最大5件まで)

オ 法人の事業概要(様式第4号)

提案者名、本社所在地、会社の設立年月、従業員数、資本金、最新年度の売上金、業務内容、ホームページアドレス、本県を担当する支社(支店)名を記載すること。(既存のパンフレット等でも可。)

カ 参考見積書(様式任意)及び見積内訳書(様式任意)

- (ア) 参考見積書の金額は日本国通貨で、消費税抜額及び消費税込額を表記すること。
- (イ) 見積内訳書は、算出方法が分かるように記載すること。なお、人件費については、管理者、副管理責任者及び受付・コールセンター業務スタッフについて、別々に算出し、それぞれの1時間当たり単価も記載すること。
- (ウ) 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とすること。

キ 登記事項証明書

現在事項全部証明書（提出日前3か月以内に取得したもの）

ク 決算関係書類（直近1箇年分の貸借対照表及び損益計算書）

ケ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書各1部（その3の3）を提出すること。また、法人県民税及び法人事業税は、埼玉県県税事務所発行の直近2事業年度分の納税証明書を提出すること。

(イ) 本店及び支店等の事業所が本県以外にある場合には、その事業所を所管する都道府県の税務事務所等が発行する納税証明書。

コ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定証又はISO27001認証を受けていることを証明するもの（認定証等）の写し

(2) 提出期限

令和6年3月14日（木）午後5時必着

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間に受け付ける。

(3) 提出方法

郵送及び持参で受け付ける。なお、郵送の場合は、書留郵便とすること。

※ 封筒等には「令和6年度埼玉県指定難病継続申請受付事務等業務委託参加申請書在中」と記載すること。

7 留意事項

- (1) 企画提案は、1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）
- (2) 企画提案書等の提出後は、原則、その内容を変更することはできない。
- (3) 提出期限内に提出書類の不備・不足が解消されない場合は、企画提案に参加できない。
- (4) 仕様書に記載している事項以外に、本業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行うこと。
- (5) 企画提案書等の返却には一切応じない。なお、提出された書類は本件プロポーザルの審査目的以外には使用しない。
- (6) 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (7) 提出された書類を確認し、不備や不足がある場合には連絡を行う。その際の再提出期限は6(2)と同様とする。
- (8) 令和6年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は当事業費に係る減額があったときは、当該企画提案は無効とする。

8 質疑応答

本件プロポーザルに関する質問は、以下により質問書を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年3月4日(月)から3月7日(木)まで

(2) 提出方法

質問票(様式第5号)により以下のメールアドレス宛に提出すること。

提出先アドレス：a3590-04@pref.saitama.lg.jp(電話・FAX不可)

(3) 質問書への回答

令和6年3月12日(火)17時までに県のホームページに掲載する。なお、質問がなかった場合は掲載しない。

9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(本庁舎4階)

埼玉県保健医療部疾病対策課 指定難病対策担当 木村・持田・島村・星・播磨

電話：048-830-3562

E-mail：a3590-04@pref.saitama.lg.jp

10 プレゼンテーション及び提案書類の審査

(1) 開催日時 令和6年3月22日(金)(予定)

※具体的な日時は後日通知する。

(2) 開催場所 埼玉会館5C会議室

(3) 説明時間 各提案者とも30分程度

(プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度)

(4) 説明資料 事前に提出した資料のみとする。

(5) 審査基準

別添2「企画提案に係る審査基準」のとおり。

(6) 委託候補者の選定

一次審査(事前審査)と二次審査(プレゼンテーション)を行う。

一次審査は、事務局が提出された書面に基づいて採点する。なお、参加資格を有する参加者の数が5者を超える場合、評価点数の順位に基づいて二次審査に進める業者を5者以内に絞り込む場合がある。また、参考見積書を含む提出書類の内容が適当でないと認められるときは、参加者数の多少にかかわらず二次審査に進めない場合がある。一次審査の結果については令和6年3月19日(火)までに参加申請書(様式第1号)の連絡先に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

二次審査は、選定委員会の各委員が、提出された企画提案書と参加者の行うプレゼンテーションに基づいて審査基準により審査する。一次審査の得点と委員の評価点数の合計が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を委託候補者とする。参加者が1者の場合でも、審査において実施能力を有すると認められた場合には、委託候補者として決定する。実施能力を有すると認められる者がいない場合は再度選定を行う場合がある。

(7) 審査結果

審査の結果は、決定後、電子メールにて速やかに参加者全員に通知する。

(8) 留意事項

ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること、提出済みの企画提案書以外の資料の提示や企画提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行うことは認めない。

イ プレゼンテーションに参加しない者については、契約の候補者には選定しないものとする。

- ウ プレゼンテーションを行う者は各者2名までとする。
- エ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することは認められないものとする。
- オ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としないものとする。
- カ 提出書類に虚偽の記載や不備がある場合は、審査対象とならず、失格とする。

1 1 次順位者の繰り上げ

受託候補者に契約を締結できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に本業務についての交渉を行うことができるものとする。

1 2 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合。
- (2) 企画提案書等に虚偽又は本要領に示す事項に違反する記載を行った場合。
- (3) 他の参加者と提案内容やその他本入札に関して相談を行った場合。
- (4) 委託候補者の選定前に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (5) 選定委員会に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合。
- (6) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。
- (7) その他、執行者があらかじめ指示した事項に違反した場合。
- (8) 提出された見積書の金額が上限金額を上回った場合。
- (9) 提出された見積書の金額が妥当性を欠いていた場合。

1 3 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

選定された候補者は提出書類に基づき具体的事業内容を県と協議し、合意に達した仕様書に基づき見積書を提出した上で、随意契約の方法により契約を締結する。委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に候補者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者を委託候補者として改めて協議を行う。なお、協議の結果、企画提案書等の内容の一部を変更する場合がある。

(2) 契約保証金

要する。埼玉県財務規則第81条第1項の規定により、契約金額に、契約保証金の率（100分の1以上）を乗じた額を契約保証金として納付すること。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部または一部を免除する。なお、同規則同項第3号に該当する場合は、「誠実に履行」した証明として、検査調書、検査完了通知書又は履行証明書等を提出すること。

(3) 契約書の作成

要する。

(4) 支払条件

前金払、部分払は行わない。

1 4 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

本業務を受託した者（以下、「受託者」と言う。）は関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法のほか、仕様書に基づき、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(参考) 配布資料

- (1) 令和6年度埼玉県指定難病継続申請受付事務等業務委託公募型プロポーザル実施要領
- (2) (様式第1号) 参加申請書
- (3) (様式第2号) 誓約書
- (4) (様式第3号) 業務実績調書
- (5) (様式第4号) 法人の事業概要
- (6) (様式第5号) 質問票
- (7) 別添1「令和6年度埼玉県指定難病継続申請受付事務等業務仕様書(案)」
- (8) 別添2「企画提案に係る審査基準」